

インフルエンザ予防接種を受けるにあたっての説明

・インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することでおこる病気です。感染性の強い病気で、感染した人の咳、くしゃみなどとともに放出されたウイルスが鼻やのどの粘膜に付着して増殖し、感染症を引き起こします。主な症状としては、38 度以上の発熱や咳、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状が、現れます。また、肺炎や気管支炎など、重症化することがあります。

・ワクチンの効果と副反応

インフルエンザ予防接種は、発病の予防や発病後の重症化を予防する効果があります。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約 2 週間から約 5 カ月です。

一方、副反応として発赤、腫脹、疼痛等の局所反応、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等の全身反応があります。通常 2～3 日で消失します。

重大な副反応としては、まれにショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)があらわれることがあります、そのほとんどは接種後 30 分以内に生じますが、まれに接種後 4 時間以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疹喘息発作等があらわれたとの報告があります。

なお、予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法(定期接種)または独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(任意接種)に基づいて救済の手続きを行うことになります。

・予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱のある人(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている人
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな人
- (4) インフルエンザ予防接種で、接種後 2 日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がでたことがある人
- (5) その他、医師が予防接種をうけることが不適当と判断した人

・予防接種を受けるにあたり、医師とよく相談しなければならない人

次のいずれかに該当する人は、健康状態や体質等を医師に伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する人
- (2) 今までにけいれんを起こしたことがある人
- (3) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- (5) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーを起こすおそれのある人

・予防接種を受けた後の注意

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間程度は、急な副反応が起こることがあります。医療機関(施設)で様子を見るか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- (2) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (3) 当日は、はげしい運動は控えましょう。
- (4) 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

インフルエンザ予防接種同意書

お子様に同伴しない場合は、この保護者の同意書の
太枠内の署名と、予診票の署名が必要になります。

インフルエンザ予防接種をご希望の方が高校１年生～高校３年生で接種当日に保護者
の方が同伴できない場合は同意書が必要となります。

※小学６年生から中学３年生は、保護者の同伴が必須です。

お子様の予防接種の実施にあたっては、原則、保護者(親権者:一般的には父母)の同伴が必要です。

高校１年生～高校３年生の人へのインフルエンザ予防接種については、保護者が「インフルエンザ予防接種
を受けるにあたっての説明(裏面)」を読み、理解し、十分納得した上で、お子様に予防接種を受けさせることを希
望する場合に、この同意書と予診票に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防
接種を受けることができるようになりました。

接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や合志市健康ほけん課にご確認く
ださい。

接種させることを決定した場合は、下記の保護者自署欄及び予診票の保護者署名欄にご署名ください。(署名
がない場合、予防接種は受けられません。)

※当日はこの用紙を必ず持参してください。

「インフルエンザ予防接種を受けるにあたっての説明」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な
副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させること
に同意します。

なお、この同意書が市に提出されることに同意します。

保護者自署:

緊急の連絡先:

※この同意書は、インフルエンザ予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子
様が１人で予防接種を受ける場合は必ずこの同意書と予診票を提出させるようにしてください。

予診票の保護者自署欄にも同一の署名がないと予防接種は受けられません。